

旭川市感染症診査協議会条例

平成 11 年 12 月 15 日

条例第 55 号

改正 平成 19 年 3 月 23 日

条例第 12 号

(趣旨)

第1条 この条例は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 24 条第 6 項の規定に基づき、感染症の診査に関する協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の協議会の名称は、旭川市感染症診査協議会(以下「協議会」という。)とする。

(組織)

第3条 協議会は、委員 12 人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 協議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。

7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健所において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月23日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(旭川市結核診査協議会条例の廃止)

2 旭川市結核診査協議会条例(平成11年旭川市条例第54号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に廃止前の旭川市結核診査協議会条例の規定により委員に任命されている者は、この条例による改正後の旭川市感染症診査協議会条例(以下「改正後の条例」という。)の規定により委員に任命されたものとみなす。この場合において、委員の任期については、改正後の条例第4条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

4 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の旭川市感染症診査協議会条例の規定により委員に任命されている者及び平成20年3月31日以前に任命される委員の任期は、改正後の条例第4条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。